

# 認知症総合支援事業における小美玉市認知症高齢者等 SOSネットワーク構築への協力について

## 1. 認知症支援に関する状況

認知症については、令和6年1月1日に施行が予定されている「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）」第三条3項において「認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにする（後略）」と明記されており、インフォーマルサービスを含め様々な支援が実施されているところです。

## 2. 小美玉市認知症高齢者等SOSネットワーク構築に向けて

認知症の本人や家族が安心して生活するにあたり、障壁となる問題の一つに徘徊行動が想定され、当市では小美玉市徘徊高齢者家族支援事業において徘徊高齢者早期発見ステッカー（通称：おかえりマーク）を配布し、認知症本人が行方不明となった際に早期発見できる取り組みを実施しているところです。

認知症を患う方の増加が見込まれる中、当市でもより安全に暮らすための取り組みとして当該事業名を含め内容を見直す方向で調整中です。見直し内容としては福祉事業所をはじめ各種事業者の協力のもと早期発見を目指す仕組みを構築します。一般的にSOSネットワークと呼ばれる仕組みであり、登録事業所が行方不明者および身元不明者の搜索や情報照会に協力いただくことで、より広い視点での搜索を行うものです（協力イメージ図参照）。

令和6年度中の事業展開を予定しておりますので、市内各事業所については協力事業所登録のうえ搜索等へのご協力をお願いいたします。

### 今後の予定

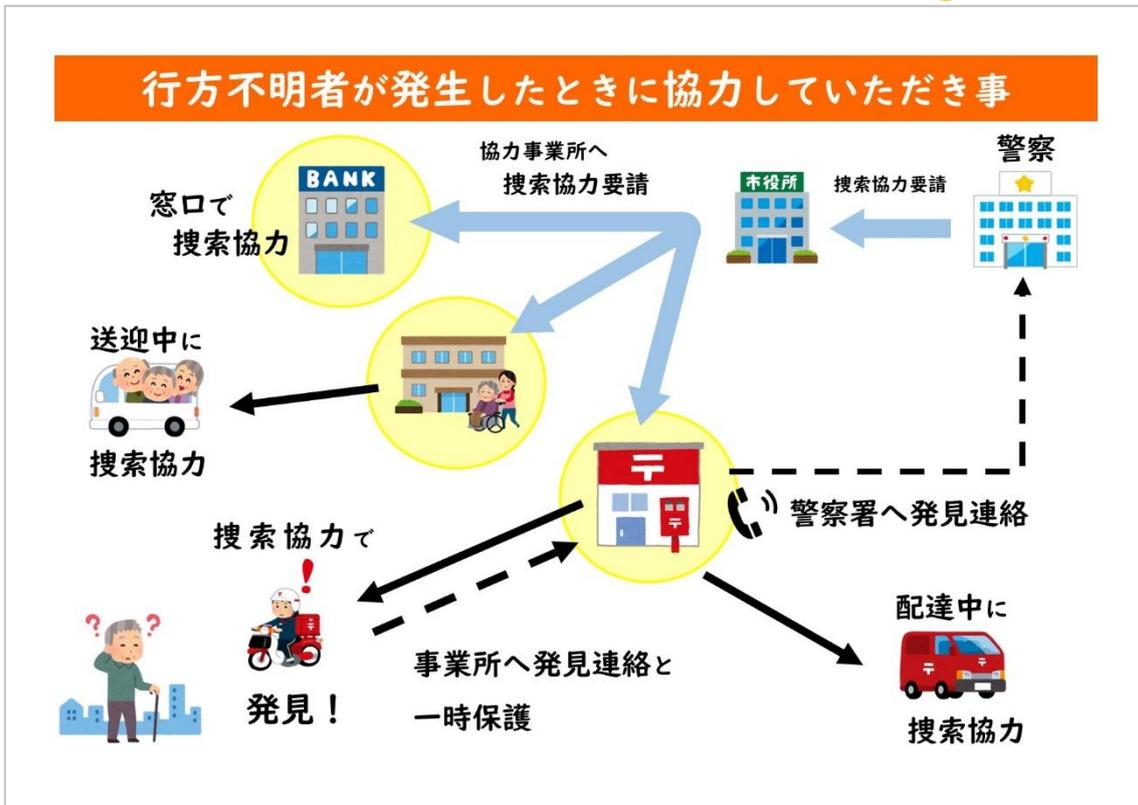
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月以降
実施要綱改正							
	事業所説明 (書面 or Zoom)						
				協力事業所登録			
							搜索等 協力

#### 【問い合わせ】

小美玉市役所 介護福祉課 高齢福祉係  
TEL:0299-48-1111(内線:3111~3113)  
FAX:0299-58-6710

### ▼行方不明発生時の協力イメージ

○ 協力事業所



### ▼身元不明者発生時の協力イメージ

○ 協力事業所

